

令和 8 年度

公務員宿舎(水産神栖 2 6)建築改修工事

図面目録							
図面番号	図面名称	A1-縮尺	A3-縮尺	図面番号	図面名称	A1-縮尺	A3-縮尺
0 1	建築改修工事特記仕様書 1	-	-				
0 2	建築改修工事特記仕様書 2	-	-				
0 3	案内図、配置図、仕上表	1:non、300	1:non、600				
0 4	宿舎 2 号棟平面図、建具表	1:100、50	1:200、100				
0 5	宿舎 2 号棟南側立面図	1:50	1:100				
0 6	宿舎 2 号棟東・西側立面図、断面図	1:50	1:100				
0 7	仮設計画図(参考)	1:100	1:200				

表紙共 8 枚

水産庁

令和 8 年度		公務員宿舎（水産神栖 2 6）建築改修工事		特記仕様書		1 章 一般共通事項	
. 工事概要		1. 工事場所 茨城県神栖市土合中央 3 - 9 - 1 9					
2. 工事種目							
番号	名称	工事種別	構造	棟又は箇所	数量	単位	備考
	宿舎 2 号棟	改修	R C 造(PC)	5 階建	1 棟	式	延 1,409.10㎡ H5年7月築 20戸

3. 工事内容：

本工事は、水産工学研究所宿舎 2 号棟（R C 造 5 階建）南面の外壁改修工事を行うものである。

4. 指定部分 無 有 対象部分（ ）
指定部分工期（令和 年 月 日）

5. 工 期 本工事のしゅん工期日は 令和 8 年 9 月 1 8 日とする。

. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和 7 年版）（以下、「改修標仕」という。）による。ただし、改修標仕に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和 7 年版）（以下、「標仕」という。）による。

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に 印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は、 印のついたものを適用する。
 印のつかない場合は、 印のついたものを適用する。
 印と 印のついた場合は、共に適用する。

(3) 特記事項に記載の [] 内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
() 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 製造所名は、五十音とし「株式会社」等の記載は省略する。又() 内は製品名を示す。

(5) 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

章	項 目	特 記 事 項
1 章 一般共通事項	① 適用基準等	・建築工事標準詳細図（令和4年版） ・営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ・営繕工事電子納品要領（令和3年版） （以上 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	② 工事実績情報システムへの登録	要（提出先：（一財）日本建設情報総合センター） ・不要 [1.1.4]
	③ 情報共有システム	・適用する 適用しない [1.1.5] 機能要件 ・図示 ・（ ）
	④ 遠隔臨場	・適用する 適用しない [1.1.14] 実施内容 ・図示 ・（ ）
	5 品質計画	・建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 [1.2.2] 風速（V ₀ = ） m/sec 地表面粗度区分（ ・ ・ ・ ） 積雪区分 建告示第 1455 号 別表（ ）
	⑥ 電気保安技術者	適用する <input type="radio"/> 適用しない [1.3.3]
	⑦ 施工条件	A 0 3 図による。 [1.3.5] ・工程関係（ ） ・用地関係（ ） ・公害関係（ ） ・安全対策関係（ ） ・工事用道路関係（ ） ・仮設関係（ ） ・建設副産物関係（ ）

⑧ 発生材の処理等

・場外搬出適切処理 [1.3.12]
・引渡しを要するもの（ ） [1.3.12]
・特別管理産業廃棄物（ ） [1.3.12]
・処理方法（ ）
受入れ施設名
受入場所
処理方法 [1.3.12]
・現場において再利用を図るもの
・再資源化を図るもの
・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材
受入施設名
受入場所
仮置場所
・その他再資源化を図るもの
受入施設名
受入場所
仮置場所
再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出
建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月 30 日 国営計第 25 号）に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書を、また、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を監督職員に提出するものとする。

⑨ 環境への配慮 [1.4.1]
(1) グリーン購入法に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努める。
(2) 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

⑩ 材料の品質等 [1.4.2]
本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有し、石綿を含まないものとする。
J I S 及び J A S マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
(3) 安定的な供給が可能であること
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有する証明となる資料又は外部機関（（一社）公共建築協会 他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。

⑪ 化学物質を放散する建築材料等 [1.4.2]
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）～（5）を満たすものとする。
1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、M D F、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
3）接着剤はフタル酸ジ - n - ブチル及びフタル酸ジ - 2 - エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
5）1）、3）及び4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
規制対象外
J I S 及び J A S の F 規格品
建築基準法施行令第 20 条の 5 第 4 項による国土交通大臣認定品
下記表示のある J A S 規格品
a . 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b . 接着剤等不使用
c . 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d . ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
e . 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
f . 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第三種
J I S 及び J A S の F 規格品
建築基準法施行令第 20 条の 5 第 3 項による国土交通大臣認定品
旧 J I S の E o 規格品
旧 J A S の F c o 規格品
標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

⑫ 特別な材料の工法

⑬ 石綿含有建材の調査 [1.5.1]
調査範囲 ・全体 ・建物 ・工作物 ・施工場所 ・図示 [1.5.1]
貸与 ・既存の設計図書（ ）
 石綿含有建材の報告書（分析結果報告書 令和 4 年 10 月 実施）
事前調査 ・書面 ・目視 ・図示
分析調査 ・定性分析 ・定量分析
・採取試料の場所 ・（ ）
・図示
事前調査及び分析調査はそれぞれ厚生労働大臣が定めるものが行う。

14 施工数量調査 [1.6.2]
調査範囲 ・全体 ・建物 ・工作物 ・図示 [1.6.2]
調査方法 ・目視 ・計測 ・図示

⑮ 技能士 [1.7.2]

適用工事種類	職種	技能検定の作業の種別
仮設工事	とび	・とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルト工法防水工事作業 ・改質アスファルト常温粘着構法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・塗膜防水工事作業 ・FRP 防水工事作業 <input type="radio"/> シーリング防水工事作業
外壁改修工事	左官 タイル張り 塗装 樹脂接着剤注入施工	<input type="radio"/> 左官作業 ・タイル張り作業 ・建築塗装作業 ・樹脂接着剤注入工事作業
建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
内装改修工事	内装仕上げ 作業 表装 左官 建築大工 タイル張り	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・壁装作業 ・左官作業 ・大工工事作業 ・タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	<input type="radio"/> 建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工 型枠施工 とび	・鉄筋工事作業 ・型枠工事作業 ・とび作業
屋根改修工事	建築板金	・内外装板金作業
石工事	石材施工	・石張り作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

16 化学物質の濃度測定 [1.7.9]
施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。
測定はパッシブ型採取機器により行う。
着工前の測定 ・行う
測定対象室 ・図示 ・
測定箇所数 ・図示 ・
報告の様式等については、監督職員の承諾を得る。

⑰ 完成図等 [1.9.1~3] [表1.9.1]
作成する ・作成しない
完成図 提出部数 各 2 部
・ C A D データ 提出する ・提出しない
施工計画書 提出部数 1 部 ・ 部
施工図 提出部数 1 部 ・ 部
保全に関する資料 提出部数 1 部 ・ 部

⑱ 電子納品 [1.9.1~3] [表1.9.1]
適用する ・適用しない
提出範囲等は、監督職員の指示による。

19 設備工事との取合い
設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

⑳ 設計 G L
図示 設計 G L = 現状 G L

㉑ 工事写真
提出部数 紙媒体 アルバム（A4判） 1 部 ・（部）
電子媒体 原 本 1 部 ・（部）
アルバム 1 部 ・（部）

2 章 仮設工事

① 足場等 [2.2.1]
 内部足場 きゃたつ、足場等 ・（ ）
 外部足場 枠組足場 さび緊結式足場 ・単管本足場
・仮設ゴンドラ ・移動式足場

2 章 仮設工事

② 既存部分の養生 [2.3.1]
既存部分の養生 ・
既存家具等の養生 ビニルシート等 ・
固定家具等の移動 行わない ・行う（図示）

③ 監督職員事務所 [2.4.1]
・ 設ける 設けない [2.4.1]

④ 工事用水 [2.4.1]
構内既存施設を 利用できない ・利用できる（有償・無償）

⑤ 工事用電力 [2.4.1]
構内既存施設を 利用できない ・利用できる（有償・無償）

3 章 防水改修工事

⑥ シーリング [3.1.4] [表3.1.2]
シーリング改修工法の種類
・シーリング充てん工法 シーリング再充てん工法
・拡幅シーリング再充てん工法 ・ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2] [表3.7.1]
下表以外は、改修標仕表 3.7.1 を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

4 章 外壁改修工事

① 施工数量調査 [1.6.2]
調査範囲 外壁改修範囲 ・図示の範囲 [1.6.2]
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
また、既存塗膜と新規塗材との適合性を確認する。
調査報告書の部数 2 部 ・

② ひび割れ改修工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.2.5]
（コンクリート打放し仕上げ、モルタル塗り仕上げ、タイル張り仕上げ）
・樹脂注入工法
自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
注入間隔 200 ~ 300 ・（ ） 注入量（ ） cc / m²
注入材料
建築補修用注入エポキシ樹脂（J I S A6024）
検査（コア採取） 行わない ・行う [4.2.5]
（行う場合 抜取り部の補修方法： ）

リカットシール材充填工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.2.6]
シーリング材料 1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系シーリングポリマーセメントモルタルの充填 行う 行わない

・シール工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.2.7]
・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

③ 欠損部改修工法 [4.1.4] [4.2.3] [4.2.8]
（コンクリート打放し仕上げ、モルタル塗り仕上げ、タイル張り仕上げ）
充填工法
・エポキシ樹脂モルタル ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法 [4.3.10]
塗り厚 25mm を超える場合の補強
・行う ・行わない 図示
既製目地材 [4.3.5]
・適用する 形状 図示 ・（ ）

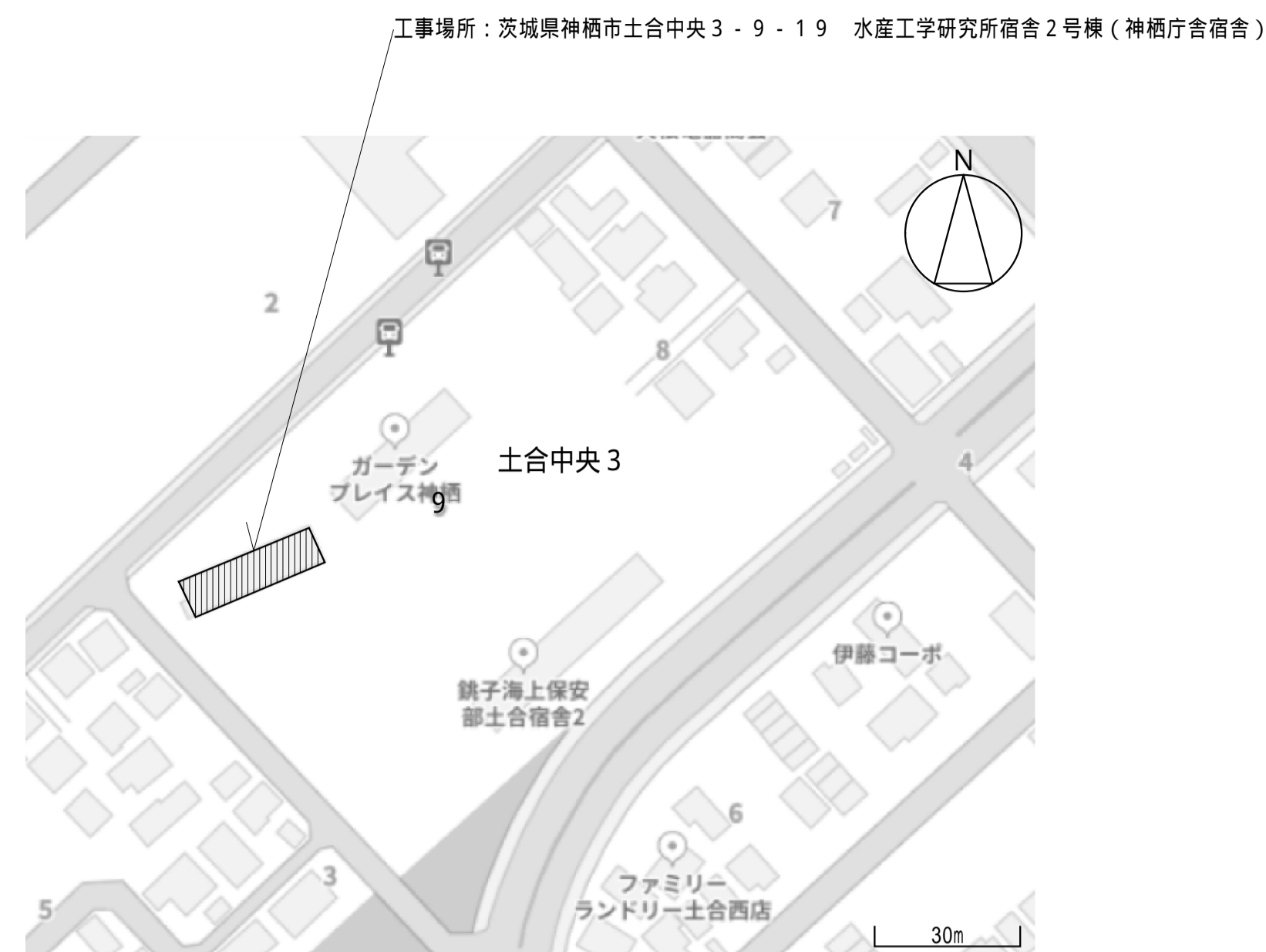
④ 浮き部改修工法 [4.1.4] [4.3.11~4.3.16] [4.4.9~4.4.15]
（モルタル塗り仕上げ、タイル張り仕上げ）
改修工法 [4.1.4] [4.3.11~4.3.16] [4.4.9~4.4.15]
 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
アンカーピンの本数・注入口の個数数・充填量 [4.3.11~4.3.16]
改修標仕 [4.3.11~4.3.16] [4.4.9~4.4.15] による [4.4.9~4.4.15]
アンカーピン [4.3.5]
材質 ステンレス S U S 3 0 4、呼び径 4 mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの
・（ ）
注入口付アンカーピン [4.3.5]
材質 ステンレス S U S 3 0 4、呼び径外径 6 mm

⑤ 仕上塗材 仕上げ	既存塗膜の劣化部の除去及び下地処理の工法 [4.5.4][表4.5.4~7]			
	工法	処理範囲	下地の補修	
	・サンダー工法	既存仕上げ面全体	○ひび割れ部改修工法	
	○高圧水洗工法	・()	○浮き部改修工法	
	加圧力 30MPa程度以上		○欠損部改修工法	
	・塗膜はく離剤工法			
	○水洗い工法	上記処理範囲以外		
		の既存仕上げ面全体		
	塗膜はく離剤は試験施工を行い、監督職員の承諾を受ける [4.5.4]			
	1) 下地調整材	下地調整塗材 (○C-1 ・C-2 ・CM-2) [4.2.4][4.5.4] ・合成樹脂エマルジョン系下地調整材 ○ポリマーセメントモルタル		
2) 仕上塗材 仕上げ	○薄付け仕上塗材 [4.1.5][4.5.6][表4.5.1]			
	呼び名	仕上げの形状	工法	
	・外装薄塗材 S i	○砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波 ・平たん状 ○吹付け ・ローラー塗り ・こて塗り		
	・可とう形外装薄塗材 S i			
	○外装薄塗材 E			
	・内装薄塗材 E			
	・可とう形外装薄塗材 E			
	・防水形外装薄塗材 E			
	・外装薄塗材 S			
	・内装薄塗材 C			
	・内装薄塗材 L			
	・内装薄塗材 S i			
	・内装薄塗材 W			
	・厚付け仕上塗材			
	・外装厚塗材 C	・吹放し	・吹付け ・ローラー塗り ・こて塗り	
	・外装厚塗材 S i	・凸部処理		
	・外装厚塗材 E	・平たん状		
	・内装厚塗材 C	・凹凸状		
	・内装厚塗材 L	・ひき起こし		
	・内装厚塗材 G	・かき落とし		
	・内装厚塗材 S i			
	・内装厚塗材 E			
	○複層仕上塗材			
	呼び名	仕上げの形状		工法
	・複層塗材 C E	○ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状	○ローラー ・吹付け	
	・可とう形複層塗材 C E			
	・複層塗材 S i			
	○複層塗材 E			
	・複層塗材 R E			
	・防水形複層塗材 C E			
	・防水形複層塗材 E			
	・防水形複層塗材 R E			
	・防水形複層塗材 R S			
	・可とう形改修用仕上塗材			
	・可とう形改修塗材 E	・平たん状	ローラー	
	・可とう形改修塗材 R E	・さざ波	ローラー	
	・可とう形改修塗材 C E	・ゆず肌状	吹付け	
	防火材料の指定が必要な場合 [4.5.2] 建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。			

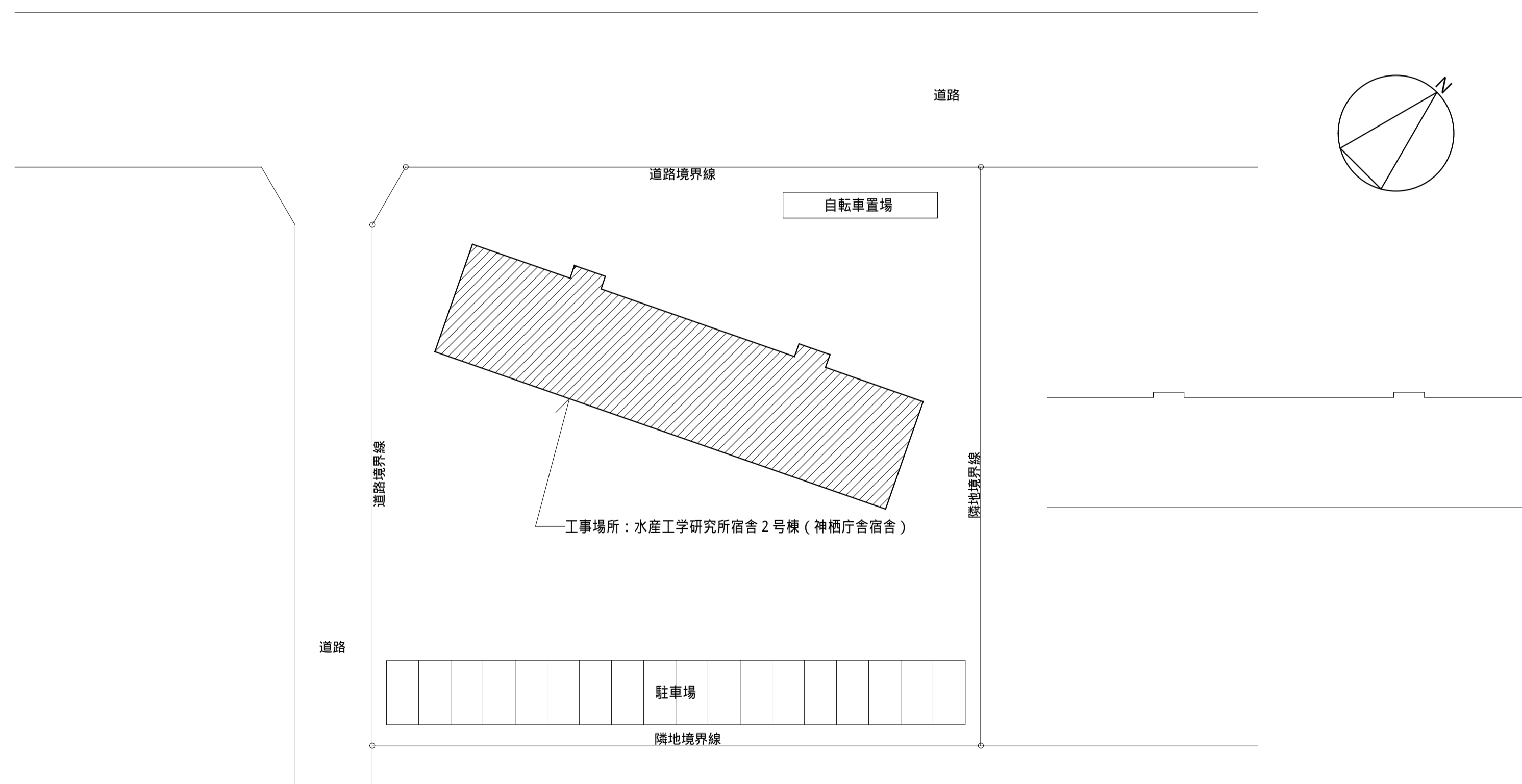
7章 塗装改修工事	① 材料	ホルムアルデヒド放散量 [7.1.3] F ()
	② 下地調整	既存塗膜の除去範囲 (塗替えてR B種の場合) [7.2.1~7][表7.2.1~7] 劣化部分は除去し滑膜部分は残す 図示 下地調整 (押し成型セメント板面を除く) ・R A種 R B種 ・R C種 押し成型セメント板面の下地調整 ・R A種 ・R B種 ・R C種 D P塗装の下地調整 ・R A種 ○R B種 ・R C種 既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4~6] 行わない 行う (補修範囲や補修方法は図示)
	3 素地ごしらえ	木部 (透明) ・A種 B種 [7.3.2~7][表7.3.1~7] 木部 (不透明) A種 ・B種 鉄鋼面 (D P塗装除く) ・A種 ・B種 C種 鉄鋼面 (D P塗装) ・A種 B種 ・C種 亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種 モルタル面及びせっこうプラスター面 ・A種 B種 コンクリート面、ALCパネル面及び押し成型セメント面 (D P塗装除く) ・A種 B種 コンクリート面、ALCパネル面及び押し成型セメント面 (D P塗装) ・A種 ・B種 せっこうボード面及びその他ボード面 ・A種 B種
	④ 錆止め塗料塗り	鉄鋼面錆止め塗料の種類 [7.4.2][表7.4.1] ・A s種 ・B s種 ・C s種 ・D s種 ・E s種 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種類 [7.4.2][表7.4.2] ・A z種 ・B z種 ・C z種 鉄鋼面錆止め塗料塗り (S O P塗り, E P-G塗り, 錆止め塗装のまま) [7.4.3][表7.4.3] 新規 (見え掛り部分) A種 ・B種 ・C種 新規 (見え隠れ部分) ・A種 B種 ・C種 塗替える場合 ・A種 ・B種 C種 鉄鋼面錆止め塗料塗り (D P塗り) [7.4.3][表7.4.4] A種 ○B種 ・C種 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り (S O P塗り, E P-G塗り) [7.4.3][表7.4.5] 新規鋼製建具等 A種 ・B種 ・C種 その他の場合 ・A種 B種 ・C種 塗り替える場合 ・A種 ・B種 C種
	5 合成樹脂調合ペイント塗り (S O P)	塗料 1種 ・2種 木部の合成樹脂調合ペイント塗り [7.5.2][表7.5.1] 新規 (屋外) A種 ・B種 ・C種 新規 (屋内) ・A種 B種 ・C種 多孔質広葉樹以外 塗替える場合 (屋外) ・A種 B種 ・C種 工程3・4は除く 塗替える場合 (屋内) ・A種 B種 ・C種 鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り [7.5.3][表7.5.2] ・A種 B種 ・C種 亜鉛めっき鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り [7.5.4][表7.5.3] 鋼製建具塗替え A種 ・B種 ・C種 その他の塗替え ・A種 B種 ・C種 新規に塗る ・A種 B種 ・C種
	6 クリヤラッカー塗り (C L)	木部 B種 ・A種 [7.6.2][表7.6.1]
	7 アクリル樹脂系非水分散形塗料 (N A D)	屋内のコンクリート面、パネル面等 B種 ・A種 [7.7.2][表7.7.1]
	⑧ 耐候性塗料塗り (D P)	鉄鋼面 標準仕様書 表7.8.1による [7.8.2][表7.8.1] 上塗り塗料 ・1級 ○2級 ・3級 亜鉛めっき鋼面 標準仕様書 表7.8.2による [7.8.3][表7.8.2] 上塗り塗料 ・1級 ・2級 ・3級 コンクリート面、押し成型セメント板面 [7.8.4][表7.8.3] ・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種
	9 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (E P - G)	コンクリート面、押し成型セメント板面、パネル面、プラスター面、 [7.9.2][表7.9.1] 石膏ボード面その他ボード面 ・A種 B種 ・C種 屋内の木部 新規 A種 ・B種 ・C種 [7.9.3][表7.9.2] 屋内の木部 塗替え ・A種 B種 ・C種 屋内の鉄鋼面 ・A種 B種 ・C種 [7.9.4][表7.9.3] 屋内の亜鉛めっき鋼面 A種 ・B種 ・C種 [7.9.5][表7.9.4]



案内図 1 s=non



案内図 2 s=non



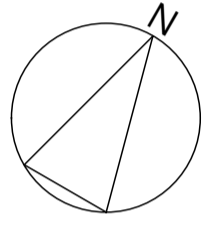
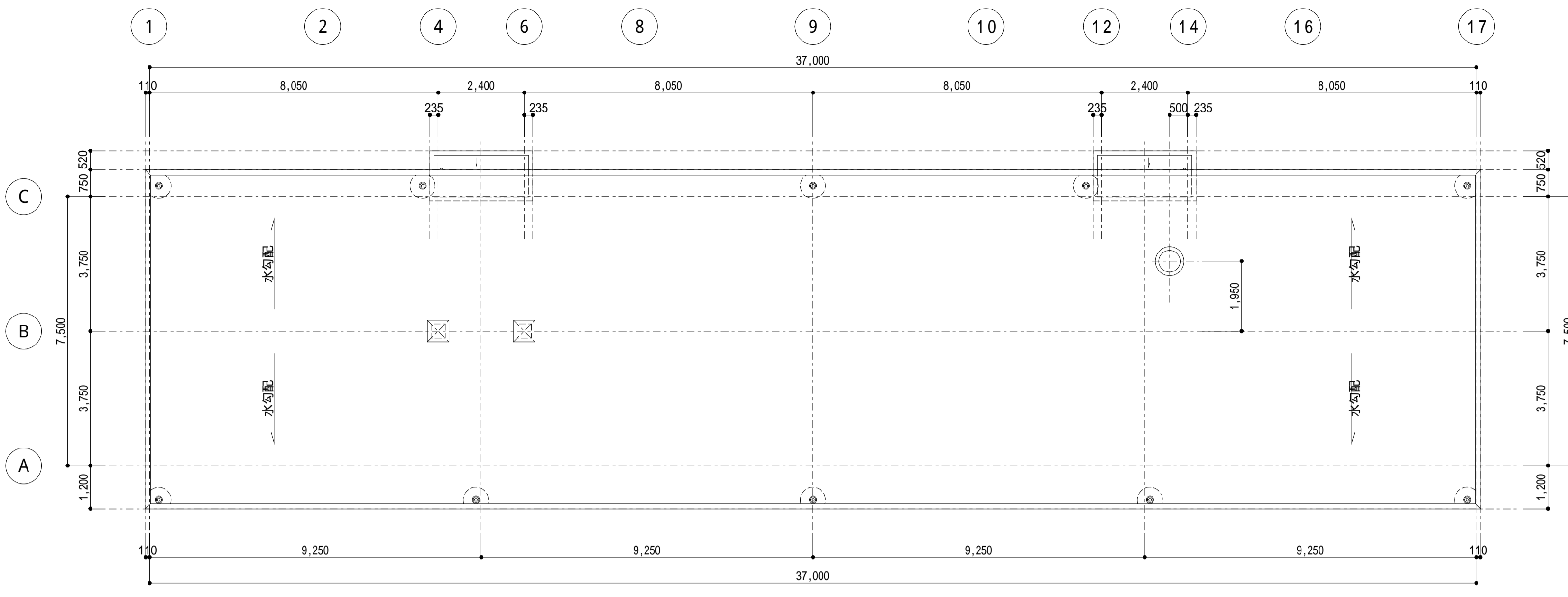
配置図 s=1/300

<施工条件>

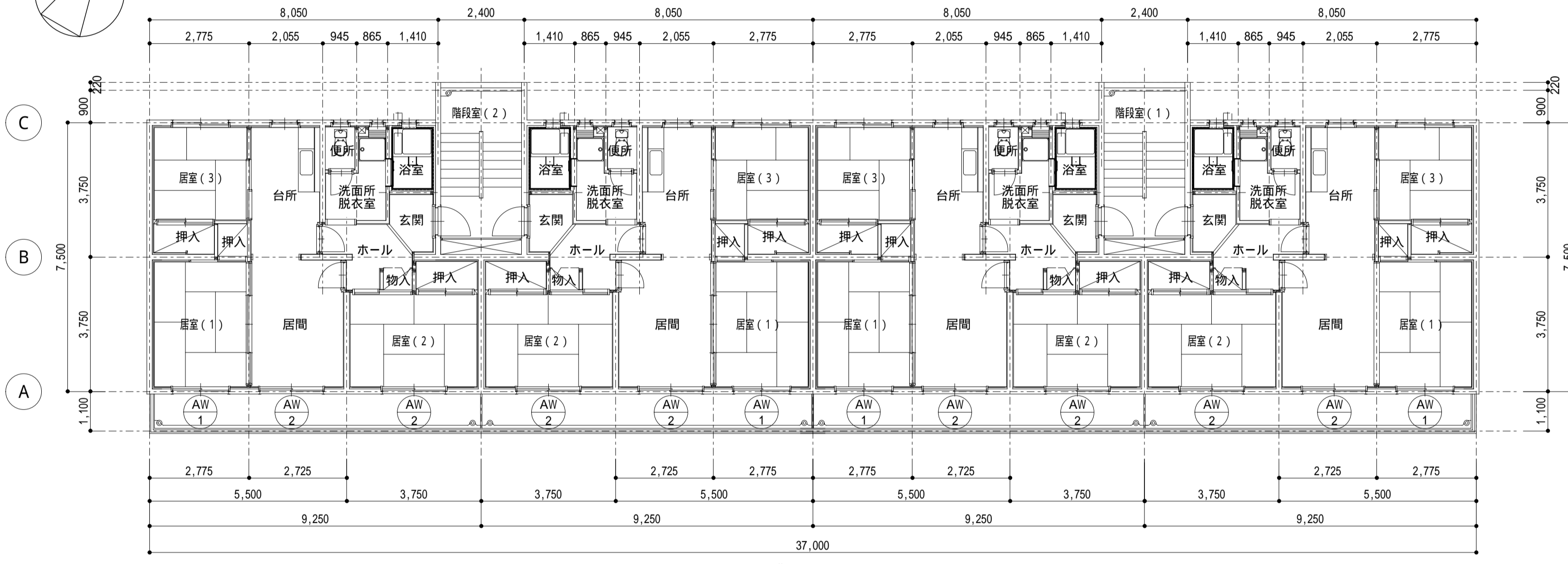
- ・バルコニー以外は住戸へ入らない作業であるが、居住者が居ながらの改修工事である。
- ・現場事務所・工事車両は敷地内に設置・駐車できる。(設置・駐車場所については、監督職員との協議による。)
- ・既存施設(共用部)より工事用水を利用する場合は、子メーターを設置する。
- ・既存施設より工事電力を利用する場合は、子メーターを設置する。
- ・工事作業時間帯は原則8:30~17:15とするが、12:00~13:00は作業を行わない。
- ・工作業は、原則平日のみとし行政機関の休日は行わない。

仕上表

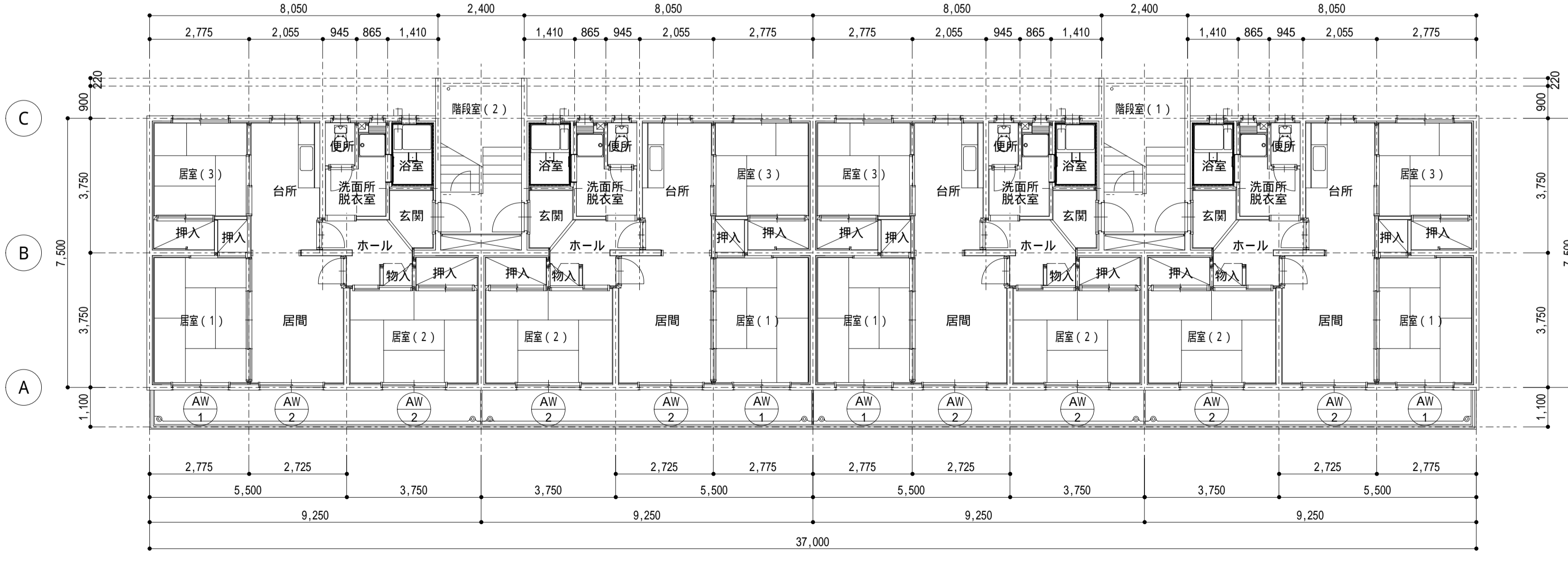
区分	凡例記号	部位	仕上	
外壁 (南面・一部東西面)	改修内容			
	・外壁・軒天は、下地処理のうえ仕上塗材改修			
	・既存建具周囲は、シーリング打替			
	・既存鋼製部(バルコニー物干し)は、下地調整のうえ塗装改修			
	改修前	a	外壁	PCコンクリートのうえ複層塗材E
		b	外壁巾木	コンクリート打放し
		c	PC目地	シーリング 30×10
			建具周囲	シーリング 10×10
		d	軒天・庇天	PCコンクリートのうえ複層塗材E
		e		
		g	床下換気口	塩ビ製
	改修後	a	外壁	高圧水洗、下地処理のうえ下地調整材塗C-1、複層塗材E
		b	外壁巾木	既存のまま
		c	PC目地	既存シーリング撤去のうえ変成シリコン系シーリング打ち(MS-2 30×10程度)
建具周囲			既存シーリング撤去のうえ変成シリコン系シーリング打ち(MS-2 10×10程度)	
d		軒天・庇天	高圧水洗、下地処理のうえ外装薄塗材E	
e				
g		床下換気口	既存のまま	
各階 バルコニー	改修前	d	軒天	PCコンクリートのうえ複層塗材E
		f	物干し	鋼製、SOP塗
		g	バルコニー手すり	アルミ製
			隔て板	ケイ酸カルシウム板、VP塗
	縦樋		塩ビ管	
		居間換気口・空調機スリーブ	居間換気口: SUS製換気フード、空調機スリーブ: 塩ビ製	
	改修後	d	軒天	高圧水洗、下地処理のうえ外装薄塗材E
		f	物干し	下地調整RB種のうえDP塗
		g	バルコニー手すり	既存のまま
			隔て板	既存のまま
			縦樋	既存のまま
			居間換気口・空調機スリーブ	既存のまま
		共通事項		



屋根伏図 s=1/100



2-5階平面図 s=1/100



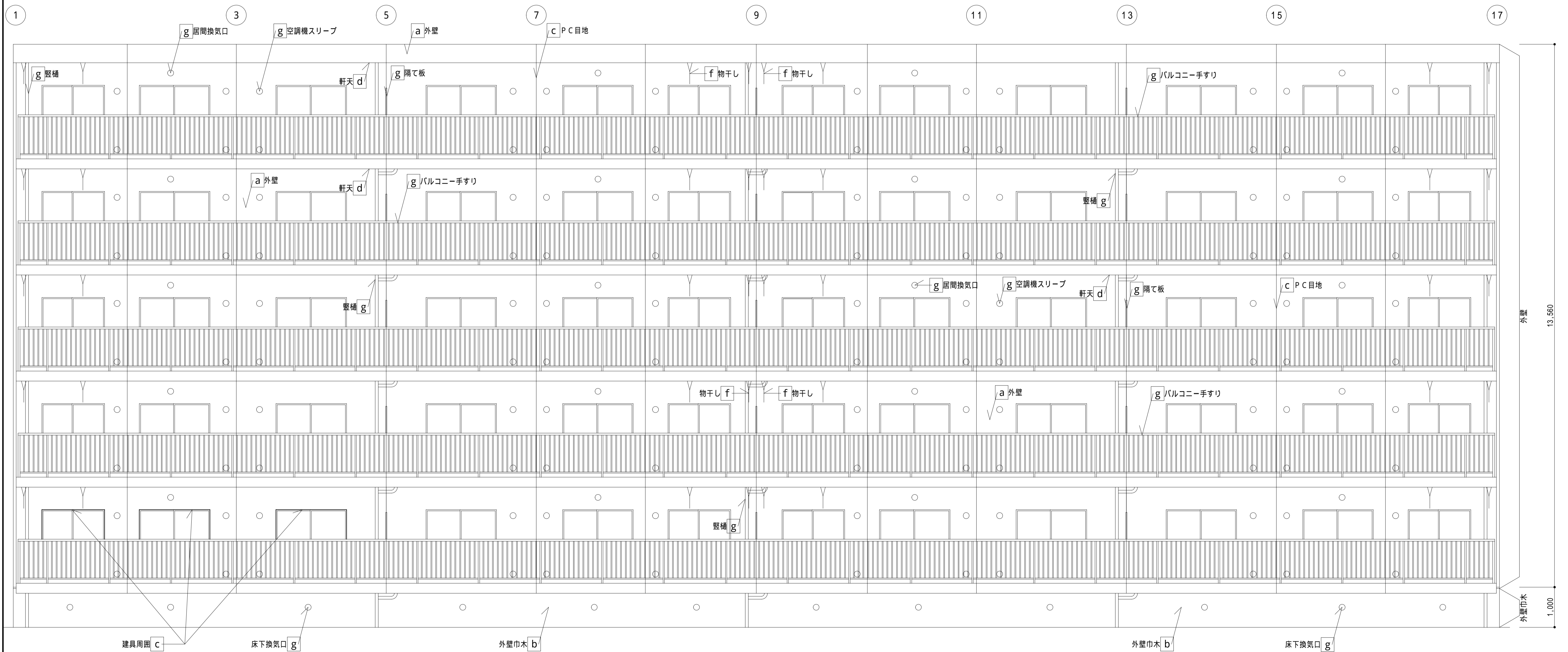
1階平面図 s=1/100

建具表 (建具周囲シーリング打替) s=1/50

AW1	20箇所	引違いアルミサッシ	AW2	40箇所	引違いアルミサッシ
		<p>施工場所：居室(1) 建具周囲シーリング打替 (MS-2) 10×10 (水切含む)</p>			<p>施工場所：居室(2)・居間 建具周囲シーリング打替 (MS-2) 10×10 (水切含む)</p>

下地処理概算数量表

名称	改修工法	摘要	数量	仕様
ひび割れ部	Uカットシール材 充填工法	ひび割れ幅1.0mm以下	10.0m	2成分形シーリング材充填のうえポリマーセメントモルタル充填、へら押さえ
欠損部	充填工法		2.0㎡	露出鉄筋錆落とし、錆止め塗料塗りのうえポリマーセメントモルタル充填、へら押さえ
浮き部	アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	アンカーピン16本/㎡	1.0㎡	



宿舍2号棟南側立面図 s=1/50

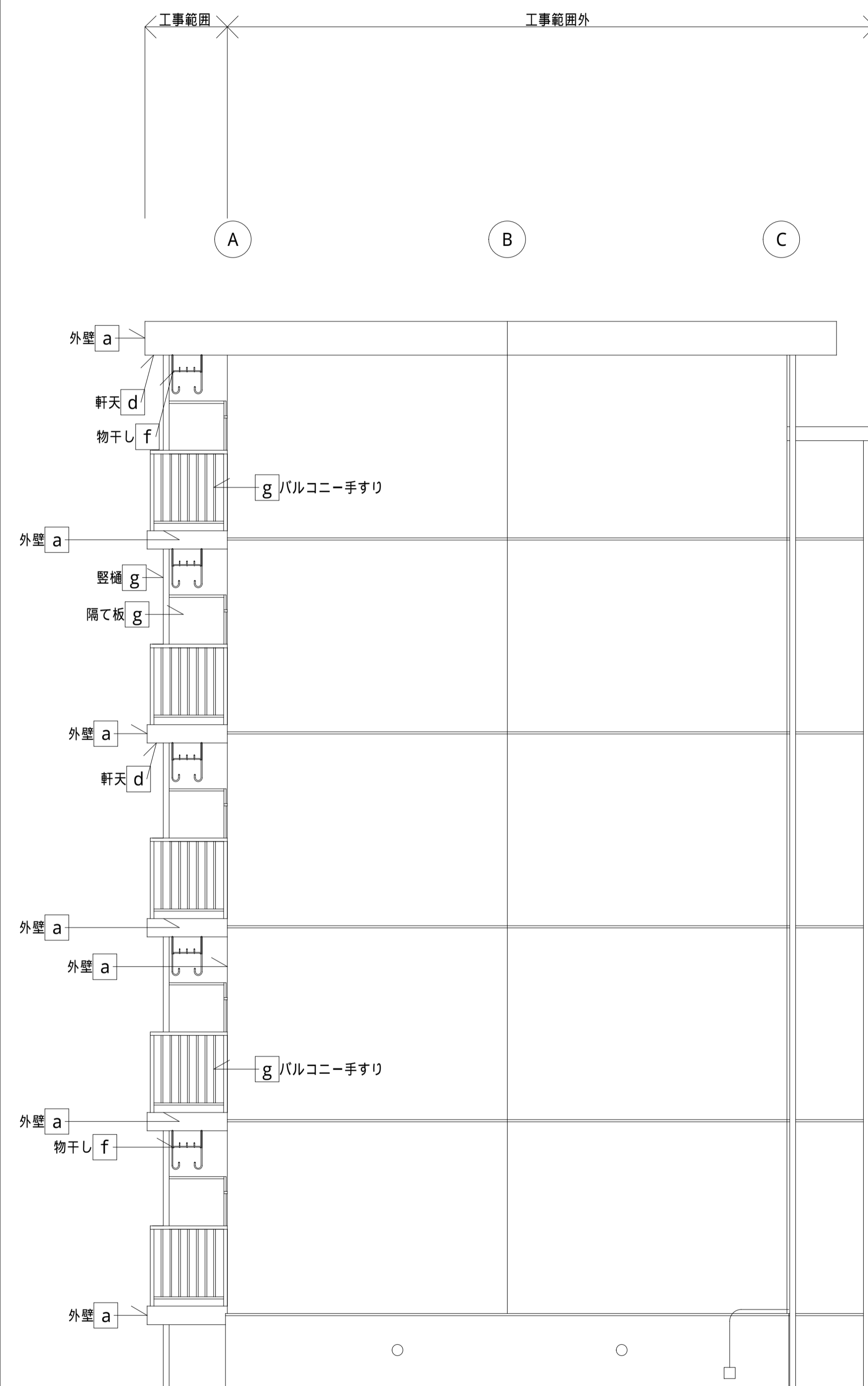
注記：
本図は、南側立面の外壁改修仕上げを示す。

公務員宿舎(水産神橋26)建築改修工事

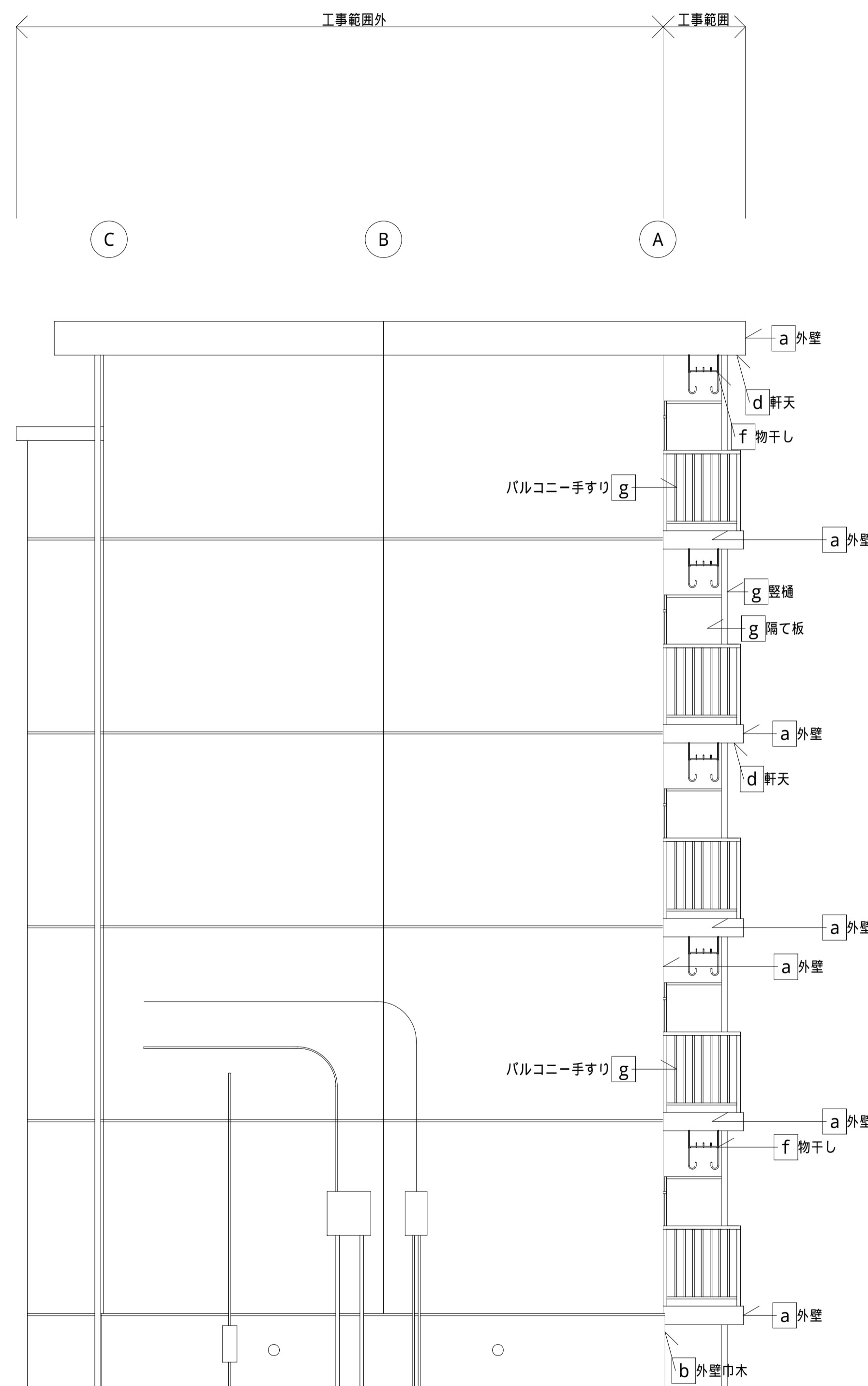
05 宿舍2号棟南側立面図

scale (A1) 1:50
(A3) 1:100

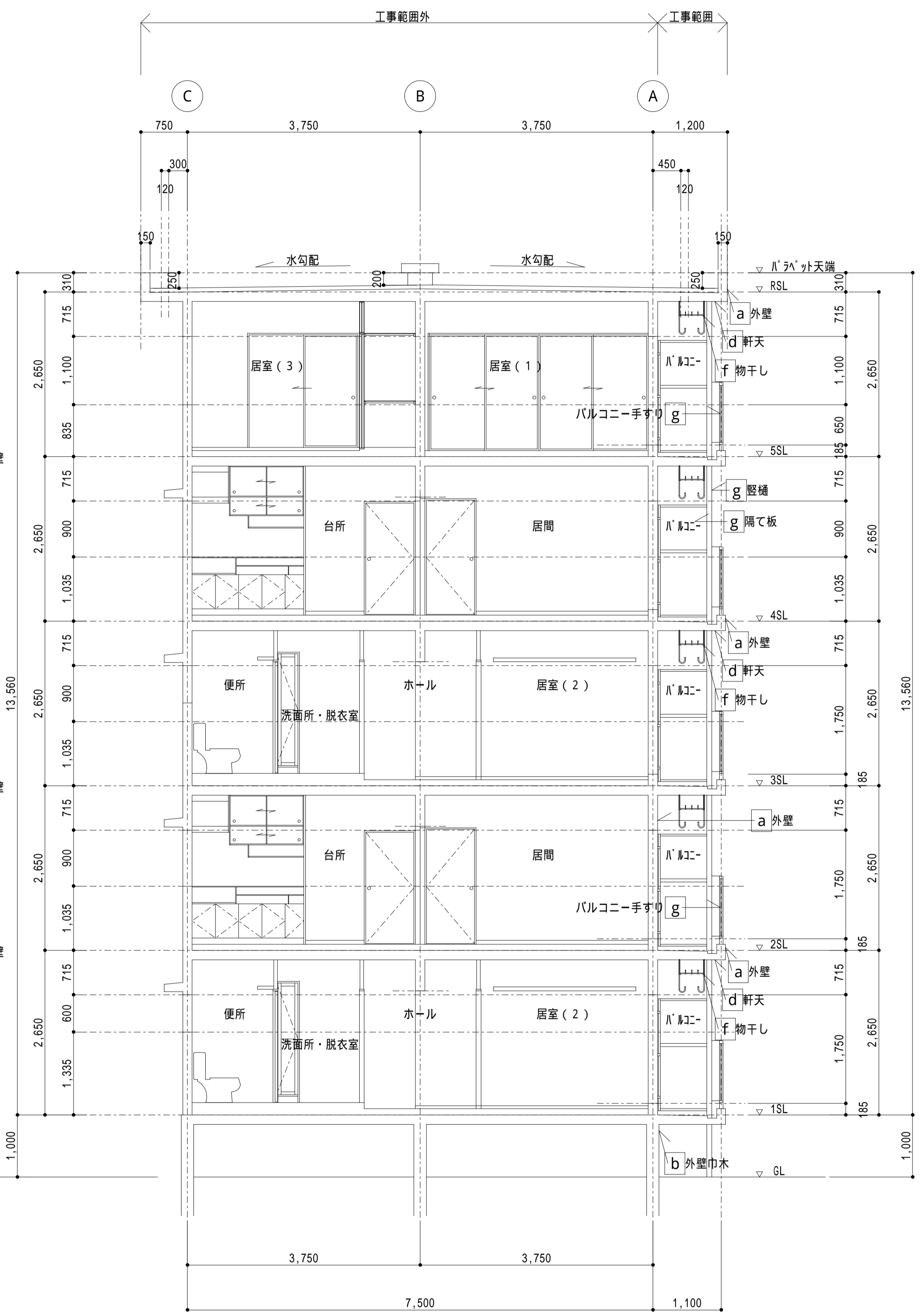
水産庁・



宿舎 2 号棟東側立面図 s=1/50



宿舎 2 号棟西側立面図 s=1/50



断面図 s=1/50

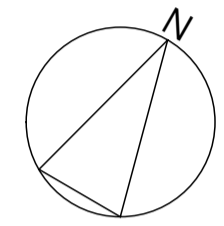
注記：
本図は、南面及びバルコニーの側面・断面による外壁改修仕上げを示す。

公務員宿舎（水産神橋 26）建築改修工事

06 宿舎 2 号棟東・西側立面図、断面図

scale (A1) 1:50
(A3) 1:100

水産庁・



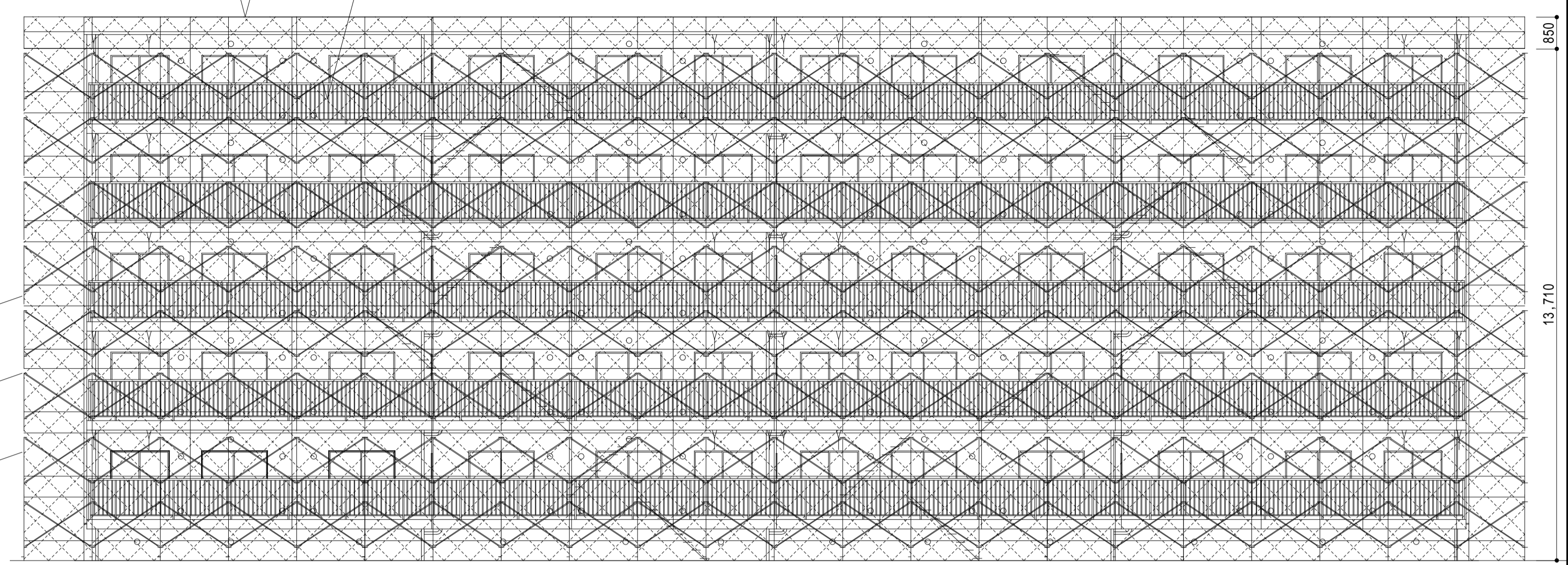
道路

道路境界線

自転車置場

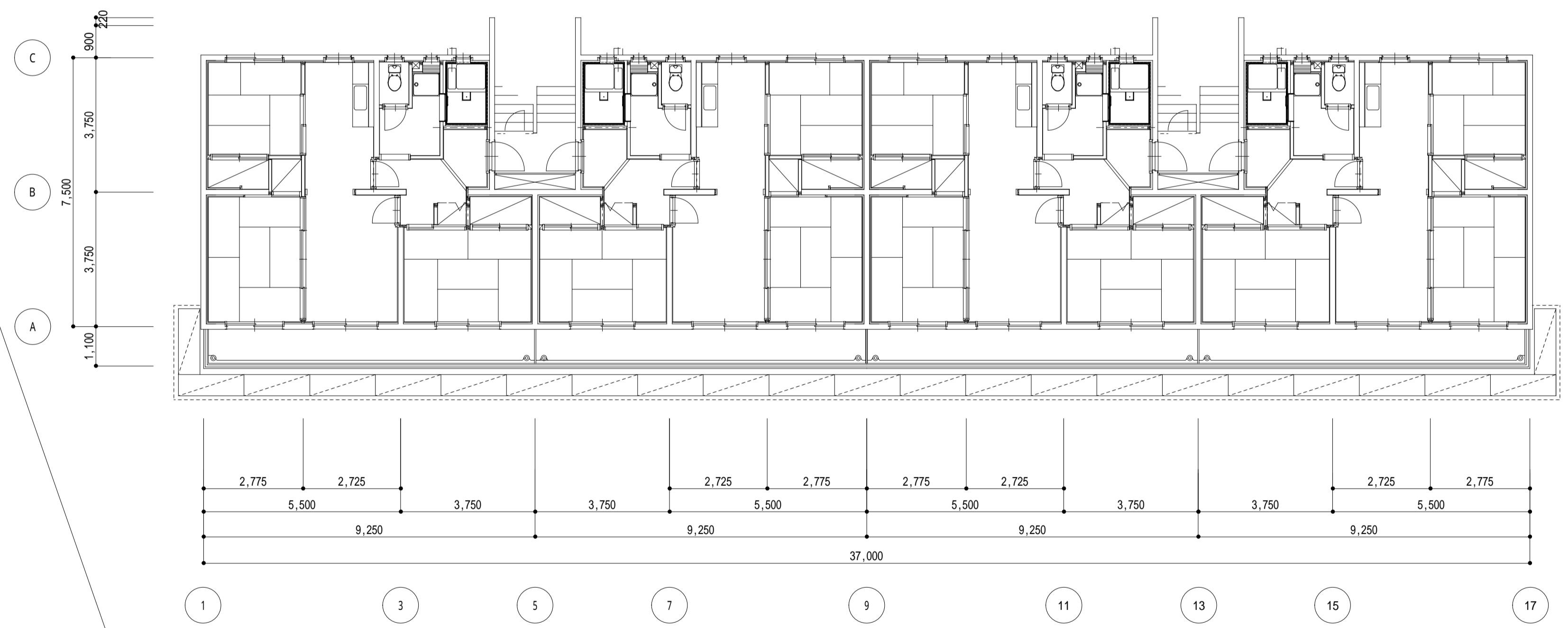
安全手すり

くさび緊結式足場(従来型、手すり先行W=600)+垂直養生(メッシュシート)

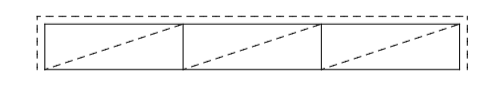


850
13,710

外部足場立面図(参考) s=1/100



凡例



外部足場: くさび緊結式足場(従来型、手すり先行W600)+垂直養生(メッシュシート)

仮設計画図(参考) s=1/100

敷地境界線

道路

敷地境界線

駐車場

隣地境界線

公務員宿舎(水産神橋26)建築改修工事

07 仮設計画図(参考)

水産庁

scale (A1) 1:100
(A3) 1:200